

平成 30 年 度 決 算 に 係 る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和元年9月

三重県監査委員

監 査 第 33 号
令和元年9月17日

三重県知事 鈴木 英 敬 様

三重県監査委員 山 口 和 夫

三重県監査委員 藤 根 正 典

三重県監査委員 野 口 正

三重県監査委員 内 田 典 夫

平成30年度決算に係る健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年7月31日付け総務第07-61号で審査に付された平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 30 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の根拠資料等と照合し、確認を行った。

なお、審査にあたっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性について確認したほか、公社・第三セクター等の調査を実施し、審査の参考とした。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計においても資金不足は発生していない。

【健全化判断比率】

比率名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考) 早期健全化基準
実質赤字比率	－%	－%	－%	3.75%
連結実質赤字比率	－%	－%	－%	8.75%
実質公債費比率	14.3%	14.2%	14.2%	25%
将来負担比率	188.4%	189.4%	186.2%	400%

(注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

【資金不足比率】

会計名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考) 経営健全化基準
地方卸売市場事業特別会計	－%	－%	－%	20%
港湾整備事業特別会計	－%	－%	－%	
流域下水道事業特別会計	－%	－%	－%	

(注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余であることから算定されない。

2 個別意見

平成28年度から30年度の3か年平均により算定する実質公債費比率は14.2%であり、早期健全化基準である25%を下回っている。

前年度算定値である14.2%と同率である。

平成30年度の将来負担比率は186.2%であり、早期健全化基準である400%を下回っている。

前年度算定値である189.4%と比較すると3.2ポイント減少している。

今後も公債費が高い水準で推移することが見込まれることから、県債残高及び公債費の適切な管理に努められたい。

<参考>

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の算定における黒字額（実質収支額）及びその比率

項目	黒字額（実質収支額） 及びその比率	（参考）29年度算定値
実質赤字比率	6,351,609千円	1,882,020千円
	1.46% ※	0.43% ※
連結実質 赤字比率	38,661,368千円	33,531,950千円
	一般会計等 6,351,609千円	一般会計等 1,882,020千円
	公営企業等 32,309,759千円	公営企業 31,649,930千円
	8.92% ※	7.75% ※

※比率：実質収支額／標準財政規模×100
本県の場合は、黒字比率となっている。

- (2) 実質公債費比率、将来負担比率

項目	比率	（参考）29年度算定値
実質公債費比率	14.2%	14.2%
将来負担比率	186.2%	189.4%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等の額})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

実質公債費比率は、当年度も含めた3か年平均により算定されることから、新たに算定対象となる平成30年度単年度分の算定項目と、算定対象から除外される27年度単年度分の算定項目とを比較すると、分子は、「元利償還金等」が増加しているが、災害復旧費等に係る基準財政需要額等の増により算入公債費等も増加したため、約8.8億円（△1.8%）減少している。分母は、「算入公債費等の額」の増加額が標準収入額等の増などによる「標準財政規模」の増加額を上回り、約46.4億円（△1.3%）減少している。以上の要因により、平成29年度算定値14.2%と同率となっている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

平成30年度と29年度の算定基礎数値を比較すると、比率の分子である「将来負担額」が、退職手当負担見込額等の減により約177.9億円（△1.1%）減少したため、分子全体としては約122.5億円（△1.8%）減少している。一方、比率の分母である「標準財政規模」は、標準収入額等の増により約5.3億円（0.1%）増加したが、控除対象である「算入公債費等の額」が約9.7億円（1.3%）増加したため、分母全体としては約4.3億円（△0.1%）減少した。以上の要因により、平成29年度算定値189.4%と比較すると、3.2ポイント減少している。

(3) 資金不足比率の算定における資金剰余額及びその比率

【公営企業会計（公営企業法非適用）】

会 計	資金剰余額 及びその比率	(参考) 29年度算定値
地方卸売市場事業特別会計	1,373千円	1,885千円
	0.69%	0.94%
港湾整備事業特別会計	7,693千円	1,799千円
	10.92%	4.10%
流域下水道事業特別会計	786,928千円	877,856千円
	13.65%	15.83%

※比率：資金剰余額〔実質収支額〕／（営業収益－受託工事収益）×100

本県の場合は、資金剰余比率となっている。

【公営企業会計（公営企業法適用）】

会計名	資金剰余額 及びその比率	(参考) 29年度算定値
水道事業会計	10,856,510千円	11,790,311千円
	134.30%	145.19%
工業用水道事業会計	8,046,518千円	9,001,249千円
	152.18%	173.70%
電気事業会計	8,654,350千円	9,168,826千円
	626.80%	688.57%
病院事業会計	758,939千円	808,004千円
	23.55%	24.70%

※比率：資金剰余額〔流動資産－（流動負債－控除企業債等）〕／（営業収益－受託工事収益）×100

本県の場合は、資金剰余比率となっている。

【地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

		三重県の会計								
一般会計等 (普通会計)	一般会計									
	特別会計	県債管理特別会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	会計ごとに算定	
		三重県立総合医療センター資金貸付特別会計								
		母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計								
		子ども心身発達医療センター事業特別会計								
		就農施設等資金貸付事業等特別会計								
		林業改善資金貸付事業特別会計								
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計								
		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計								
		国民健康保険事業特別会計								
		地方卸売市場事業特別会計								
	公営事業会計	公営企業会計以外	港湾整備事業特別会計							
		公営企業会計 (法非適用)	流域下水道事業特別会計							
			公営企業会計 (法適用)	水道事業会計						
				工業用水道事業会計						
電気事業会計										
病院事業会計										
一部事務組合		四日市港管理組合								
地方公社・ 第三セクター等		三重県土地開発公社								
		三重県立総合医療センター								
		三重県立看護大学								
		三重県農林水産支援センター(損失補償)								
		三重県信用保証協会(損失補償)								
		三重県産業支援センター(損失補償)								
		東海労働金庫(損失補償)								

平成 30 年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和元年 9 月

三 重 県 監 査 委 員 事 務 局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL 059-224-2928

FAX 059-224-2220

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.lg.jp

